

者の代表の方々に集まりを願つて、御意見を拝聴したいと思つております。その諸問が終りましたあと、できるだけ早い機会に新しい基準販売価格制度に移りたい、かようなつもりで現在作業を進めておる次第でございます。

○大矢正君 そうすると、ただいまの現状とこれからの見通しから考えると、夏ごろには大体新しい基準販売価格のつとつて価格制度というものをきめて踏み出していくという結論が出るように思われるのですが、そういうように解釈してよろしいですか。

○説明員(泉義之松君) 私どもの作業は一応そういう予定でやっておりますが、審議会なり懇談会の方でどういふふうなお話し合いになりますか、その辺のことがまだ何とも見通しがつきませんのでありますが、私どももいたしましては、少なくとも秋までにはそういうふうな方向に持っていきたいと思つて、私どもの作業をできるだけ詰めて、あとは審議会なり懇談会の方で十分余裕を持って御審議いただく、こういうつもりでおります。

○大矢正君 この酒税法の改正とは別に、今度は法律に關係したこととして、二お伺いしたいのですが、今度新しく一級と二級の間に準一級というものを設けて、大蔵省の説明によると、価格の開きが一、二級の間に非常に大きくなつてゐるので、その中間をわかつて、消費者の要望にこたえたいという趣旨の説明があつた。これはまあ、私は酒のことについては詳しいことはよくわかりませんが、清酒は、今言つたように、価格がその理由であるかどうかは別問題としても、銘柄をふ

やすという結果になるわけですね。価格の伸び、一級、二級の間の価格の差が大きいというのであれば、特級と一級というものの差もかなりあると私は思うのです。そこに新しい銘柄を作つて消費者の要望にこたえよう、こういうのであります。ところが、翻つて合成分の方を見ると、一級、二級という差がなくして、合成は合成一本でいく。そうすると、清酒と合成というものの歩み方というか、進んでいく方向というものが、何か本質的に違ふような方向をたどるようになるのですが、こういう私の疑問について何かお考えがあつたら、お聞かせいただきたい、こう思ふのです。

○政府委員(原純夫君) 御疑問は非常にごもっともな御疑問だと思ひます。私ども、今回の清酒と合成酒の級別の改正案は、方向として同じ方向にあると思ひますけれども、財政全般、特に減税ができるできないという問題はずして、フリーに考えます場合には、これが一番いい案かどうかということ、これについてはいろいろ議論があるという事は、私は率直に認めております。という事は、清酒においてもお話の通り、特級酒が非常に高いというのをほつておくかどうかという問題が実はあります。今までの売れ行きの実績を見ましても、二級が一番よく伸びておつて、一級はちよつと横ばいである。という事は、全体の量が伸びておりますから、相対的には一級は落ちておる、特級の方は絶対量自体がだんだん落ちてきておるというわけでありまして、売れなければ、それでは税は高いのかということには、すぐはいかないと思ひますけれども、やはり

り戦中戦後の非常に酒の少なかつた時代におけるこういう大きな税の幅というものは、だんだん供給が豊富になり、自由な競争の時代になりますれば、無理が出てくるという事は、私ども常々考えておりますので、その点は將來なお問題として残るところでございます。

そういう思想で参りますれば、合成酒は、だんだんそういうような方向が局限に来て、そうしてわずかの六、七という比率しか占めません一級を、いよいよ最後に居てい骨がなくなるというよりな形で整理するという事で、同じ方向にあるものと御理解いただきたいと思ひます。

特級、一級につきましては、将来、全般の酒の税率、酒類間、また級別間の税率のことを考えます場合に、ただいまのような問題が潜在しておるといいますか、あるということをお私どもも考えておりますので、今後検討の際に十分善処したいと思つております。

○大矢正君 清酒というものと、それから合成酒というものと、それから、今ごろになつて——これは私も国会の方で酒の法律をいふん今まで四年間も検討してきて、今ごろになつてこういう質問をするのは、確かに愚問に違ひないと思ひますが、清酒と合成酒といふものとの違い、これはもちろん、度数の違いもあることであつたし、米の使用量の違いもあるでしょうけれども、そういうものを集約して、どういふように違ふか、一ぺん聞かせていただきたい。

○説明員(志場喜徳郎君) 清酒と合成

酒の違いでございますが、御承知の通り、酒税法の第三条に各酒類の用語の定義がございます。その第三号に「清酒」とは、左に掲げる酒類をいう。と規定いたしております。第四号に「合成清酒」とは、「云々と、こういうふう書いておるわけでございます。まして、結局、合成清酒というものは、「アルコール、しよちちゅう又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するものをいう。」ということになつておるわけでございます。政令ではどう書いておるか申しますと、酒税法施行令の第三条に書いてあるわけでございます。その第三条の、ことに第二項をあわせてごらん願ひます。清酒は、御承知の通り、先ほど申しました酒税法第三条第三号に書いてございますように、原則的には「米、米こうじ及び水を原料とし発酵させて、こしたものを」でございまして、米が主原料であるという事は言ひまでもございませぬが、合成清酒におきましては、「アルコール、しよちちゅう又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として」と、その原料の中に施行令第三条第一号で米なども書いてあるわけでございます。従ひまして、合成清酒におきましても、米が原料の一部となるという点におきましては清酒と似通つてゐるわけでございます。けれども、施行令の第三条第二項に書いてございますように、米につきましてはその原料として使用することの許される量につきまして制限がございまして、つまり「米の重量の合計がアルコール分二十度に換算した場合の合成

清酒の重量の百分の五をこえることとなつてはならない。」というわけでございます。まして、現実の姿をいたしましては、現在の合成清酒は米がこのような重量換算で五割くらい入つております。清酒の方にございましては、しからばその米がどの程度入つてゐるか申しますと、現在、清酒は、普通醸造、それから三層増醸と申しますか、アルコール添加をした量が多いものがございまして、これらを突つ込んで計算してみますと、大体この施行令第三条第二項で規定してございまして、大体合成清酒の五割程度に對しまして、現実の姿は三二、三割程度の米が入つておるといふことが、米の点におきましては違つております。また、その他合成清酒におきましては、先ほど申しました酒税法の定義にありますように、「その香味、色沢その他の性状が清酒に類似する」ということのために、ブドウ糖その他の着色材料とかいふものを使つておりますが、そういうものは清酒の場合にはございませぬ。こういうわけでございます。

○大矢正君 これは使用する米の量の相違というものをあげられたのだが、私のもちつてゐる資料の範囲では、大蔵省の言うより違いにはならないのです。もつと、清酒といふものと合成酒といふものの米の使用量といふものは、実際問題としては接近してゐるような資料をいただいておりますが、きよりはこういうことの調べたものがどの程度違ふかというのを議論する気持ちありませんから、その点は別としても、一般的には、合成酒と清酒と

清酒の重量の百分の五をこえることとなつてはならない。」というわけでございます。まして、現実の姿をいたしましては、現在の合成清酒は米がこのような重量換算で五割くらい入つております。清酒の方にございましては、しからばその米がどの程度入つてゐるか申しますと、現在、清酒は、普通醸造、それから三層増醸と申しますか、アルコール添加をした量が多いものがございまして、これらを突つ込んで計算してみますと、大体この施行令第三条第二項で規定してございまして、大体合成清酒の五割程度に對しまして、現実の姿は三二、三割程度の米が入つておるといふことが、米の点におきましては違つております。また、その他合成清酒におきましては、先ほど申しました酒税法の定義にありますように、「その香味、色沢その他の性状が清酒に類似する」ということのために、ブドウ糖その他の着色材料とかいふものを使つておりますが、そういうものは清酒の場合にはございませぬ。こういうわけでございます。

いろいろはそう極端な開きがあるように
は私は思われないと思うのです。製
造工程の多少の変化や、あるいは最終
的にでき上がった酒の販売する場合の
度数の問題とか、そういうものはもち
ろんあると思うけれども、清酒とい
うものと合成品酒というものが本質的に区
分けができるのだというように規定と
いうものは私には思いませんが、ま
あそれはそれとしても、特に最近合
品酒関係では使用する米の量を、大幅に
かあるいは小幅にか、引く上げてもら
いたいという強い要望が出ていますよ
うに私は聞いています。もちろん、清
酒の方からもそういう意見が出てい
ることは、これは当然でありませ
けれども、これから大蔵省として、米
の使用量というものを、酒をよけい作
るための量ではなくて、品質を保持す
るための原料米をどういうようにされ
るといふように考えておられるのか、
この点、お答えいただきたい。

○政府委員(原純夫君) 清酒、合成品
酒を米をどうなるに使うか、また、ひ
いて今お話しした清酒と合成品酒が本質的
にどう違うかという問題、これは、
酒業界にとりましても、また酒の
行政全般にとりましても、非常に大き
な問題の焦点の一つであります。で、
考えようによつては、いろいろな案も
出てきますし、いろいろな方向も考
えられるわけでありませう。事実、過去
十年、二十年の間、特にその間原料が
足らないという時代からだんだん自
由になつてきます間にかけて、こ
の両者の間の関係を将来どう持つて参
るかという点について、いろいろ議
論もされ、また具体的に清酒と合成品
酒を混和していったらどうかとか、ある

いは清酒に第三級を設けて両者の融合
をはかたらどうかという議論も
出たわけでありませう。いろいろな立
場、透徹してある方向をとるとい
うことはもちろんできるわけでありませ
うが、実際には、ある方向に参るとい
う場合に、清酒には四千軒の酒屋さん
がある。その中に、相当大きな業態の
ものもありますけれども、御案内の通
り、かなり小さい中小の酒屋さんとい
うものがあるわけでありませう。これら
がそういう方向に対してどう順応する
かという点も考えながらやつていか
なければならぬという点も、ある意味
で、ある方向を立ててそれになつてく
進むという点も、今申しましたような案
にいくので、今申しましたような案の
出た場合にも、そこまで突っ込んで
腹固めというふうなことででき
ておられません。従ひまして、これは今後
に残された大きな問題であります。現
に、今お話しした米の使用率問題
その他をめぐりまして、昨年の秋暮以
来いろいろ議論をいたしておりました
が、まだ今申しましたように、結論が
出ておりません。

ただ、何分、今後ますますこうい
うことを検討せざるならぬ事情が強化さ
れていくと思つておられますので、われわれ
としても十分検討して参りたいというふ
うに思つておられます。その際、一番困
難であり、同時にやはりわれわれとし
ての意を用いなければならぬ。何万石
が、ただいま申しましたような中小の
企業をどういうふうにするかという点
に、方向に順応するかということにつ
いて、やはり納得をさせながら、そうし
てこれがよりよいのだという方向を立
てて持つていかなければならぬとい
うので、せっかく苦心をしておるよう
な次第でございます。

○大矢正君 貿易が自由化された
ら、清酒といふものと外国から
輸入されるいわゆる洋酒といふものと
の本質的な違いがあるから、自由化に
よつて酒の消費量が伸びたり縮んだり
などという点には、まあそう極端には
考えられないと思つておられますが、
しかし、政府が考えているのは、貿易
の自由化を行なうという点には、同時
に国内の経済が自由に競争ができる
という点も、最終的には根本的な理念
としておられると思つておられます。
そこで、清酒と合成品酒の内容の相違とい
うものももちろんあると思つておられ
ても、かりに現状の売れ行きを見
れば、合成品酒といふものは必ずしも伸
びていない。むしろ停滞もしくは減少
しているという合成品酒の現状から
合成品酒は、何と云つても、品質を高
めて売れ行きを増大させるという方向を
必ず合成品酒はとるだろうと私は思
ふ。その際に、品質を引き上げるのには、何
と云つても、米の使用量をもちと大
幅に上げなければいかぬという結論が
出てきておられる。政府が考えているよう
に、一級と二級を一本にして、これから
は合成品酒という名前にするのだ、これ
でもって売れ行きが伸びるなどという
ことは、これはもう考えられないこと
です。そうすると、自由競争という原
則からいけば、勢い零細な一何万石
という酒屋もありましようけれども、
零細な清酒業者の方へ食い込んでい
つて、お互いに食い込み競争をやるとい
う方向が必ず激化されると、私はそう
思ふわけですね。そうなつてくると、こ
れは酒業界にとつては、ビルと

はかるといふことは、実は極限にお
いては清酒と同じことをやらせろとい
うことになつておられます。今申しました四
千軒の清酒の業界にとつては、非常に
重大な問題になるわけでありませう。
従ひまして、品質の向上がよろしいとい
うことから、それは何でもよろしい、
特に米の使用量を増すことも自由であ
るべきだといふところに参りますと、
私はそれはなかなかそうは参らないと
いふふうに思つておられます。その一線
はやはり、清酒の業界の安定と申しま
すか、あまりに動揺がきませんよ
うな角度で考えてやらなければならぬ。
まあそうかといふと、米を全然合
品酒の方に使用量の増加を認めないとい
うのではありませうけれども、やはりそ
うは本来自由であるべきだとい
うものについては、昔から米の使用量とい
ふものについては、やはり法律的にび
しつと押えたのは実は戦後のことであ
りますけれども、やはり沿革的に常識
的に、清酒は米の酒、合成品酒は米を使
わないでお酒ができるということでは
まづたわけでありませうので、あまりに
そこを壁を作つて考えるのはどうかと
いふふうに考えておられます。まあ、反
面、合成品酒の業界の、お話しした、売
れ行きが伸びないで横ばい程度になる
のは困るというふうな話がありまし
て、やはりその辺もわれわれとして意
を用いなければならぬと思つておられ
て、昨年の秋以来いろいろと検討を続
けておられますが、まだ米の増量とい
う形で結論を出すまでになつておりませ
ん。

合成品酒の業界を考えます場合には、
しようちゅうその他雑酒あたりも兼業
している向きが多いので、それらの酒

類の兼業状態もあわせ考えて、経営全般についての見当を見るときに、なかなかならずかし問題になります。せつかくたさいし検討を重ねておるという状態でございます。

○大矢正君 これは、国民の所得水準が高まっていけば高まっていけど、やはり嗜好品としての酒のクラスも当然上がっていくと思うのです。今まで合成酒でおったけれども、水準が高まれば漸次、幾らか高いけれども清酒へという方向に変わっていく、こういうことは考えられるので、そういうことになれば、合成酒は漸次追い詰められる格好になってくる。しかし、合成酒は、原さんちよつと触れられたように、資力があるわけですね、合成酒というのは、ですから、資力にものを言わせて、政治的に物事を解決するという方向も、私は出ないとも限らないと思う。それを許したのでは、實際問題として、清酒業界の零細な、特に零細な立場のものには相当打撃を与える結果になります。清酒業界といつてもやはり、何でもか、おけで完つたり、造石のワクだけをもらつておいて、これを他に転売したりという、非常に悪い現象も出ておりますが、これはこれで、いずれにしても、やはり私はチェックをしなければいけません。何となく、両方が成り立つような方向で酒類業界の過当競争が未然に防止されるような方向に、大蔵省としては私は努力をしなければいかぬのではないかと。特にこれはもう直接関係がないかもしれないけれども、マル公が廃止されて、基準販売価格がどうかわかりませんが、そういうものを作るよりどころとして酒類業界が動き出すというところは、酒類業界の一つの再編成だと思ひますし、そういう意味では、政治的に、また経済的に与える影響は大きいと思ひますから、十分この点は考えてやっていたいただきたい、こう思ひます。

それから、原さんの答弁によると、準一級酒を作つても税収の上においては変化がないというお説が、この周の大蔵委員会で発表されておりますが、私はそれはちよつと言ひ過ぎじゃないかと思ひますが、むしろ、私ら考へてみて、一級酒を下へ落として準一級を飲むという傾向が逆に強まってくるのじゃないかというところを考へておるわけですね。二級が一級に上がる、すなわち二級を愛用していたものが準一級に上がるというよりは、むしろ一級が下へ降りて準一級という方向に來るのではないかと傾向が非常に強い。これはまあ造石数にもよりますが、いずれにしても、そういう傾向が必ず私は強まってくる。その場合に、税収の上においては影響がないといふことは言えないのじゃないかと思ひ、二級と一級との間に準一級というものを作つた。そういうことになると、勢い一級と特級の間にもまた新たな銘柄を作らなければいかぬのではないかと、いう方向が出てきやしないかという問題。もちろん、これは私も常々酒税は減税をせよといふことを主張しておりますが、これはこれとしても、現状の税制の中においてはそういう方向がとられるのではないかといふことを考へるわけですが、私のこゝういふような判断の仕方というものとはどんなものでしょうかね。

○政府委員(原純夫君) 率直な感じが、御判断の角度というものは私はどうも正しいのではないかと思ひます。というところを申すのは、非常に今回増減なしと申しているのと矛盾しているようにありますが、やはり根本的な大きな流れは私もそういう流れだと思ひます。

先ほど申しましたように、先年来調べてみますと、特級と一級あたりがまことにふるわさる状況になってきているといふことは、やはり今の大きな格差というものに無理があるといふことだと思ひます。しからば、準一級を設けた場合にもその無理が出て、上から下がってくる方が多いのではないかと御懸念、これまたごもっともな御懸念だと思ひます。実は、まあ私も、立案の経過といふことは、話が昨年の春ごろでしたか、もつと前でしたかありました時分に、業界から、これをやってくれば下から上がるものは相当多いから、増収が出るという話があったのです。とてもそんなことはできまいと、減収の心配がありやせぬかと思つた時期もございまして、た。しかし、ちよつと今お話しのような大きな方向を考へますと、やはりその方向に順応する手は、なるべくできるときに打っておかなければならぬといふことを、根本的に考へておるわけですね。

ところで、少し率直にぶちまけて申しますと、一級を下げるというのを酒税法改正の第一段にやるというこの政治的な響きと申しますか、こゝういふことも私も実は考へました。しかるに、この準一級といふのは、間の非常にあいてるところに一本入れるので、すから、落ちつきはずつとよろしいと思ひました。そして業界からも、下から上がる方をよけい出しましよといふ話があったから、それじゃ一つ業界と話をして、下から上がるので増収を出せとまでは言わないが、しかし減収のなといふ程度にできるか。できるならば、今大矢さんも言われましたように、大きな方向を税法の上でもだんだん解決するといふことに思案にやるという意味で、踏み切らうといふ覚悟をしたわけですね。それで、この案を私も具体的に提案しようと思ひました。前に、業界の代表の方とお話し合ひをして、それができるかできぬかといふことを聞き、できるやうにやつていただくといふことを実はお話をしたわけですね。そういうわけで、私も思ひます。今この増減なしは実現できると思ひます。

ただ、まあそういう経緯を聞いて、しかし、大勢はまた減収の方向にあるんじゃないかといふ見方、これはあると思ひます。私も、とりあえず三十五年度はそれでもちろんできると思ひますが、あとだんだんそういう方向にあるかどうか、その辺は、そういう方向といふものは、減収が出るやうな方向にあるのではないかといふことはまあやはり残ると思ひます。この辺はやつぱり、そうなりました場合に、先ほど最初にお話のありました特級、一級と二級との格差をどうするかといふやうな問題に根本的にからまつてくるわけで、やはり私も思ひます。経済の大きな流れに合わないやうな制度はだんだん直していかなければならぬといふことも考へて、善処していく。とりあえずは、今あまりに差が大きいために、やはり一級にはとてもできないという酒屋さんがあることも事実のようですから、その辺の落ち穂を拾ふことによつて、そしてそれを業界としても協力をしてもらふといふことによつてできるのではないかと、増減なしができるのじゃないかといふ、若干穴をよつてといふやうなことになると思いますが、そういうやうなことでもできるのじゃないかと思ひます。

○大矢正君 これは原さんがどういふふうに言ひますが、私は、この準一級酒の設定と、それから合成酒の一、二級の区分をなくするといふことは、これは減税につながると思ひます。これは何だかだいいつても、そういう結果には私はなると思ひます。なぜそういうことになるかといへば、合成の場合だつて、一級と二級をなくして二級の価格で当然売るのでしょうから、量がかかりに伸びて、税収の上において変わりはなくとも、個々の人間にしてみれば減税になるわけですから、国全体として見れば、国全体の穴れ行きがふえるから変化がないといふことは言えるかも知れないけれども、それを飲む個々の人間にしてみれば、低いところで押えるから、結局税金も安くなくなる、一つの特級と、私はこゝう思ひます。これはいろいろ見解もあることですから、別にどういふことはありませんけれども、ただ、準一級を設けて、一、二級の間の、何といひますか、差を縮める。あるいは将来、来年あたりになつてから、どうも特級と一級との間は三百幾らだと思ひますが、これも値開きがあるから、一級と特級の間の

に準特級を作ろうじやないかというよう
なことも出てくぬとは限らぬと思
うのです。これは別に私反對するのでは
なくて、準一級や準特級が作られたり
することは、国民の嗜好に合うこと
ですから、そういう国民の期待があれば
けっこうなことだと思ふのです。

ただ、そこで考えなければならぬこ
とは、そういう場合に非常に酒の級別
が多くなつてきた場合に、税金のあり
方というものが今のままでいいかどう
かという議論が必ず出てくると思ふの
です。これは税制調査会で酒の税金の
話をしていくかどうかは存じませんけ
れども、今、税制調査会——税制審議会
ですか、それでいろいろ検討している
面はたくさんありますけれども、

一つには、やはり税金というものを簡
素化をするということも一つの方向だ
と思ふのです。その段階において酒だ
けは級別が多くなつて、しかも級
ごとに税金が設定される、ということは
必ずしも当を得たことではないので
すから、酒の税金は、全部が一升当
り幾ら、一斗当たり幾らと、こういう
ようにきめるか、あるいはこれを上の
部分と下の部分と区切つてある一つの
ランクをつけて段階的にやるか、そ
ういう一つの集約的な方向、税金の集約
的な方向というものが必ずとられなけ
ればならぬというような考え方を私は
持つておるのですが、いろいろ来年、
再来年には、税制の問題で根本的な検
討を加えられる矢先でもありますし、

酒税についても当然級別が多くなると
いう見通しの上に立つならば、そうい
う簡素化する——級別に、銘柄別に税
金を設定するのではなくて、ある程度
集約した税金を作るという方向が好ま

しいのではないかとというような考え
もあるのですが、この点はどうでし
ようか。

○政府委員(原純夫君) 今度は準一級
が入つて、四つ級ができる。先ほどお
話したような工合で、それではまた
準特級というよりなものができるとい
うようなことも観念的には考えられま
す。しかし、実際に五級、六級、七級
というより多数の多い級別で税法がで
きるか、それで執行ができるかという
ことになるれば、それはやはり私は限界
があると思ひます。現に、この準一級
を入れます場合でも、執行面の問題で
いろいろ部内では苦心をした問題であ
りますので、あまりよい級の級別は
できないというふうに思ひます。従
まして、お話のように、やはり落ちつ
くところは、一度——こういう四級制
ということもかなり級としては多い次
第です。これは決して、さらに今後こ
れよりも多い級別、級数ができるとい
う方向への第一歩だというのでなく
て、やはり何らか自由化しつつある時
代にふさわしい新しい制度ができる周
の過渡期の現象だというふうに、実は
私は思つております。

反面、今回の酒税法の改正によりま
して、基準価格制度ができるというこ
とになります。今までの一級ならは
幾らというのが最高価格である同時
に最低価格にしろというような努力が
加つて一本価格というものであつた
のが、基準価格ということになりま
す。と、あまりにそれを上下することは私
どもは好まれませんけれども、やはりだ
んだんその基準価格の回りにある程度
の上下が出るだらうと思ひます。その
方向が今おっしゃつております級別が

たくさんできる要求がある程度満たし
てくれるということに私はなつてく
ると思ひます。また、先ほど申しましたよ
うに、特級と二級の格差が大き過ぎ
るといふことが正しければ、ちょうど
今合成酒の一級を尾てい骨として整理
していこうとするように、だんだん特
級は量が増えたと減つてくるのではな
いでしょうか、極端はどうか、そ
ういうようなことを考へていきま
す。と、やはり今過渡期であつて、将来は
そう多くない級別でまともなる。また、
もつと徹底的に自由な豊富な時代が統
成になるということもないとは言えな
いと思ひますが、そこまで行くに
は相当時間がかかり、また究極の
状態としてそれがよろしいかどうか、
その辺はなお十分私どもも考へてみた
いと思つております。

○平林剛君 今度の法律は、合成清
酒の一級、二級の級別を廃止して合成清
酒と称する、これも入つていくわけ
ですね。販売価格は三百八十円とい
うことですね。今までの合成清酒の
一級、二級、これはそれぞれ一キロ
リットルあたり幾らでしたか。

○政府委員(原純夫君) 三百八十円、
これが今までの二級の小売価格であ
りました。それから、一級の分が五百
五十円ということになっております。

○平林剛君 合成清酒一本に今度
はなす、その販売価格は幾らになる
のですか。

○政府委員(原純夫君) 三百八十円
でございます。ちよつとここで、先ほど
大矢委員からのお話がありましたこと
とからみますので、ちよつと補足し
て申しておきます、それはどうい

うかと申しますと、一級の方が二級よ
りも格がよろしい、中身がよろしい。
その中身がよろしい分を、わずかで
あつても一級にして、そして過重平
均した中身のものを作ることかとい
う、そりではないのです。一級の方は
やめてしまつて、もう従来の二級の規
格のもの一本でいい。ですから、そ
れを飲まれるならば、三百八十円とい
う意味では、これは減税でも何でもな
い。ただ、一級がなくなるから、その
分は減ると思へば減る。しかし、一
方は減ると思へば減る。新しい合成酒
消費はある程度伸びるだらうというよ
うな期待を持つてやつていくとい
うことでございます。

○平林剛君 これで大體、清酒の特級
が販売価格一千七百五十円、一級が
八百五十円、準一級が六百五十円、二
級が四百九十円、合成清酒が三百八十
円ですね。大體、酒の価格の面にお
いてもバランスがとれていくというわけ
なんです。しかし、私は別な角度で
ちよつとお尋ねしておきたいのですけ
れども、それぞれの販売価格は先ほど
申し上げましたようにわかつておるの
ですけれども、原価ですね、原価はど
ういうふうになつていくかといふこと
ですね。私は、今回準一級を六百五十
円にしたといふ基礎などにも関連し
て、まず前提として原価は幾らにな
つてこの価格がきめられていくか、そ
れを聞きたいと思ひます。

○政府委員(原純夫君) お尋ねの点
は、実は先般こちらの委員会の御要求
に對しまして、三月十四日付で「酒類の
種類別価格構成表」というのを提出し
てございます。それに製造者価格とい
う欄を設けてございます。それをざつ

と申し上げますと、特級九百三十三
四十円、第一級は七百二十円、第二
級は四百六十円、合成清酒第一
級四百三十二円八十銭、第二級三
百五十円、準一級は四百八十円、準
二級は三百八十円、準三級は三百
五十円、準四級は三百二十円、準五
級は二百八十円、準六級は二百五十
円、準七級は二百二十円、準八級は
二百円、準九級は一百八十円、準十
級は一百六十円、準十一級は一百四十
円、準十二級は一百二十円、準十三
級は一百円、準十四級は八十円、準
十五級は六十円、準十六級は五十
円、準十七級は四十円、準十八級は
三十円、準十九級は二十円、準二十
級は十円、準二十一級は五円、準二
十二級は二円、準二十三級は一円、
準二十四級は五銭、準二十五級は二
銭、準二十六級は一銭、準二十七級
は五厘、準二十八級は二厘、準二十
九級は一厘、準三十級は五厘、準三
十一級は二厘、準三十二級は一厘、
準三十三級は五厘、準三十四級は二
厘、準三十五級は一厘、準三十六級
は五厘、準三十七級は二厘、準三十
八級は一厘、準三十九級は五厘、準
四十級は二厘、準四十一級は一厘、
準四十二級は五厘、準四十三級は二
厘、準四十四級は一厘、準四十五級
は五厘、準四十六級は二厘、準四十
七級は一厘、準四十八級は五厘、準
四十九級は二厘、準五十級は一厘、
準五十一級は五厘、準五十二級は二
厘、準五十三級は一厘、準五十四級
は五厘、準五十五級は二厘、準五十
六級は一厘、準五十七級は五厘、準
五十八級は二厘、準五十九級は一厘、
準六十級は五厘、準六十一級は二厘、
準六十二級は一厘、準六十三級は五
厘、準六十四級は二厘、準六十五級
は一厘、準六十六級は五厘、準六十
七級は二厘、準六十八級は一厘、準
六十九級は五厘、準七十級は二厘、
準七十一級は一厘、準七十二級は五
厘、準七十三級は二厘、準七十四級
は一厘、準七十五級は五厘、準七十
六級は二厘、準七十七級は一厘、準
七十八級は五厘、準七十九級は二厘、
準八十級は一厘、準八十一級は五厘、
準八十二級は二厘、準八十三級は一
厘、準八十四級は五厘、準八十五級
は二厘、準八十六級は一厘、準八十
七級は五厘、準八十八級は二厘、準
八十九級は一厘、準九十級は五厘、
準九十一級は二厘、準九十二級は一
厘、準九十三級は五厘、準九十四級
は二厘、準九十五級は一厘、準九十
六級は五厘、準九十七級は二厘、準
九十八級は一厘、準九十九級は五厘、
準百級は二厘、準百一級は一厘、準
百二級は五厘、準百三級は二厘、準
百四級は一厘、準百五級は五厘、準
百六級は二厘、準百七級は一厘、準
百八級は五厘、準百九級は二厘、準
百十級は一厘、準百十一級は五厘、
準百十二級は二厘、準百十三級は一
厘、準百十四級は五厘、準百十五級
は二厘、準百十六級は一厘、準百十
七級は五厘、準百十八級は二厘、準
百十九級は一厘、準百二十級は五厘、
準百二十一級は二厘、準百二十二級
は一厘、準百二十三級は五厘、準百
二十四級は二厘、準百二十五級は一
厘、準百二十六級は五厘、準百二十
七級は二厘、準百二十八級は一厘、
準百二十九級は五厘、準百三十級は
二厘、準百三十一級は一厘、準百三
十二級は五厘、準百三十三級は二厘、
準百三十四級は一厘、準百三十五級
は五厘、準百三十六級は二厘、準百
三十七級は一厘、準百三十八級は五
厘、準百三十九級は二厘、準百四十
級は一厘、準百四十一級は五厘、準
百四十二級は二厘、準百四十三級は
一厘、準百四十四級は五厘、準百四
十五級は二厘、準百四十六級は一厘、
準百四十七級は五厘、準百四十八級
は二厘、準百四十九級は一厘、準百
五十級は五厘、準百五十一級は二厘、
準百五十二級は一厘、準百五十三級
は五厘、準百五十四級は二厘、準百
五十五級は一厘、準百五十六級は五
厘、準百五十七級は二厘、準百五十
八級は一厘、準百五十九級は五厘、
準百六十級は二厘、準百六十一級は
一厘、準百六十二級は五厘、準百六
十三級は二厘、準百六十四級は一厘、
準百六十五級は五厘、準百六十六級
は二厘、準百六十七級は一厘、準百
六十八級は五厘、準百六十九級は二
厘、準百七十級は一厘、準百七十一
級は五厘、準百七十二級は二厘、準
百七十三級は一厘、準百七十四級は
五厘、準百七十五級は二厘、準百七
十六級は一厘、準百七十七級は五厘、
準百七十八級は二厘、準百七十九級
は一厘、準百八十級は五厘、準百八
十一級は二厘、準百八十二級は一厘、
準百八十三級は五厘、準百八十四級
は二厘、準百八十五級は一厘、準百
八十六級は五厘、準百八十七級は二
厘、準百八十八級は一厘、準百八十
九級は五厘、準百九十級は二厘、準
百九十一級は一厘、準百九十二級は
五厘、準百九十三級は二厘、準百九
十四級は一厘、準百九十五級は五厘、
準百九十六級は二厘、準百九十七級
は一厘、準百九十八級は五厘、準百
九十九級は二厘、準百級は一厘、準
百一級は五厘、準百二級は二厘、準
百三級は一厘、準百四級は五厘、準
百五級は二厘、準百六級は一厘、準
百七級は五厘、準百八級は二厘、準
百九級は一厘、準百十級は五厘、準
百十一級は二厘、準百十二級は一厘、
準百十三級は五厘、準百十四級は二
厘、準百十五級は一厘、準百十六級
は五厘、準百十七級は二厘、準百十
八級は一厘、準百十九級は五厘、準
百二十級は二厘、準百二十一級は一
厘、準百二十二級は五厘、準百二十
三級は二厘、準百二十四級は一厘、
準百二十五級は五厘、準百二十六級
は二厘、準百二十七級は一厘、準百
二十八級は五厘、準百二十九級は二
厘、準百三十級は一厘、準百三十一
級は五厘、準百三十二級は二厘、準
百三十三級は一厘、準百三十四級は
五厘、準百三十五級は二厘、準百三
十六級は一厘、準百三十七級は五厘、
準百三十八級は二厘、準百三十九級
は一厘、準百四十級は五厘、準百四
十一級は二厘、準百四十二級は一厘、
準百四十三級は五厘、準百四十四級
は二厘、準百四十五級は一厘、準百
四十六級は五厘、準百四十七級は二
厘、準百四十八級は一厘、準百四十
九級は五厘、準百五十級は二厘、準
百五十一級は一厘、準百五十二級は
五厘、準百五十三級は二厘、準百五
十四級は一厘、準百五十五級は五厘、
準百五十六級は二厘、準百五十七級
は一厘、準百五十八級は五厘、準百
五十九級は二厘、準百六十級は一厘、
準百六十一級は五厘、準百六十二級
は二厘、準百六十三級は一厘、準百
六十四級は五厘、準百六十五級は二
厘、準百六十六級は一厘、準百六十
七級は五厘、準百六十八級は二厘、
準百六十九級は一厘、準百七十級は
五厘、準百七十一級は二厘、準百七
十二級は一厘、準百七十三級は五厘、
準百七十四級は二厘、準百七十五級
は一厘、準百七十六級は五厘、準百
七十七級は二厘、準百七十八級は一
厘、準百七十九級は五厘、準百八十
級は二厘、準百八十一級は一厘、準
百八十二級は五厘、準百八十三級は
二厘、準百八十四級は一厘、準百八
十五級は五厘、準百八十六級は二厘、
準百八十七級は一厘、準百八十八級
は五厘、準百八十九級は二厘、準百
九十級は一厘、準百九十一級は五厘、
準百九十二級は二厘、準百九十三級
は一厘、準百九十四級は五厘、準百
九十五級は二厘、準百九十六級は一
厘、準百九十七級は五厘、準百九十
八級は二厘、準百九十九級は一厘、
準百級は五厘、準百一級は二厘、準
百二級は一厘、準百三級は五厘、準
百四級は二厘、準百五級は一厘、準
百六級は五厘、準百七級は二厘、準
百八級は一厘、準百九級は五厘、準
百十級は二厘、準百十一級は一厘、
準百十二級は五厘、準百十三級は二
厘、準百十四級は一厘、準百十五級
は五厘、準百十六級は二厘、準百十
七級は一厘、準百十八級は五厘、準
百十九級は二厘、準百二十級は一厘、
準百二十一級は五厘、準百二十二級
は二厘、準百二十三級は一厘、準百
二十四級は五厘、準百二十五級は二
厘、準百二十六級は一厘、準百二十
七級は五厘、準百二十八級は二厘、
準百二十九級は一厘、準百三十級は
五厘、準百三十一級は二厘、準百三
十二級は一厘、準百三十三級は五厘、
準百三十四級は二厘、準百三十五級
は一厘、準百三十六級は五厘、準百
三十七級は二厘、準百三十八級は一
厘、準百三十九級は五厘、準百四十
級は二厘、準百四十一級は一厘、準
百四十二級は五厘、準百四十三級は
二厘、準百四十四級は一厘、準百四
十五級は五厘、準百四十六級は二厘、
準百四十七級は一厘、準百四十八級
は五厘、準百四十九級は二厘、準百
五十級は一厘、準百五十一級は五厘、
準百五十二級は二厘、準百五十三級
は一厘、準百五十四級は五厘、準百
五十五級は二厘、準百五十六級は一
厘、準百五十七級は五厘、準百五十
八級は二厘、準百五十九級は一厘、
準百六十級は五厘、準百六十一級は
二厘、準百六十二級は一厘、準百六
十三級は五厘、準百六十四級は二厘、
準百六十五級は一厘、準百六十六級
は五厘、準百六十七級は二厘、準百
六十八級は一厘、準百六十九級は五
厘、準百七十級は二厘、準百七十一
級は一厘、準百七十二級は五厘、準
百七十三級は二厘、準百七十四級は
一厘、準百七十五級は五厘、準百七
十六級は二厘、準百七十七級は一厘、
準百七十八級は五厘、準百七十九級
は二厘、準百八十級は一厘、準百八
十一級は五厘、準百八十二級は二厘、
準百八十三級は一厘、準百八十四級
は五厘、準百八十五級は二厘、準百
八十六級は一厘、準百八十七級は五
厘、準百八十八級は二厘、準百八十
九級は一厘、準百九十級は五厘、準
百九十一級は二厘、準百九十二級は
一厘、準百九十三級は五厘、準百九
十四級は二厘、準百九十五級は一厘、
準百九十六級は五厘、準百九十七級
は二厘、準百九十八級は一厘、準百
九十九級は五厘、準百級は二厘、準
百一級は一厘、準百二級は五厘、準
百三級は二厘、準百四級は一厘、準
百五級は五厘、準百六級は二厘、準
百七級は一厘、準百八級は五厘、準
百九級は二厘、準百十級は一厘、準
百十一級は五厘、準百十二級は二厘、
準百十三級は一厘、準百十四級は五
厘、準百十五級は二厘、準百十六級
は一厘、準百十七級は五厘、準百十
八級は二厘、準百十九級は一厘、準
百二十級は五厘、準百二十一級は二
厘、準百二十二級は一厘、準百二十
三級は五厘、準百二十四級は二厘、
準百二十五級は一厘、準百二十六級
は五厘、準百二十七級は二厘、準百
二十八級は一厘、準百二十九級は五
厘、準百三十級は二厘、準百三十一
級は一厘、準百三十二級は五厘、準
百三十三級は二厘、準百三十四級は
一厘、準百三十五級は五厘、準百三
十六級は二厘、準百三十七級は一厘、
準百三十八級は五厘、準百三十九級
は二厘、準百四十級は一厘、準百四
十一級は五厘、準百四十二級は二厘、
準百四十三級は一厘、準百四十四級
は五厘、準百四十五級は二厘、準百
四十六級は一厘、準百四十七級は五
厘、準百四十八級は二厘、準百四十
九級は一厘、準百五十級は五厘、準
百五十一級は二厘、準百五十二級は
一厘、準百五十三級は五厘、準百五
十四級は二厘、準百五十五級は一厘、
準百五十六級は五厘、準百五十七級
は二厘、準百五十八級は一厘、準百
五十九級は五厘、準百六十級は二厘、
準百六十一級は一厘、準百六十二級
は五厘、準百六十三級は二厘、準百
六十四級は一厘、準百六十五級は五
厘、準百六十六級は二厘、準百六十
七級は一厘、準百六十八級は五厘、
準百六十九級は二厘、準百七十級は
一厘、準百七十一級は五厘、準百七
十二級は二厘、準百七十三級は一厘、
準百七十四級は五厘、準百七十五級
は二厘、準百七十六級は一厘、準百
七十七級は五厘、準百七十八級は二
厘、準百七十九級は一厘、準百八十
級は五厘、準百八十一級は二厘、準
百八十二級は一厘、準百八十三級は
五厘、準百八十四級は二厘、準百八
十五級は一厘、準百八十六級は五厘、
準百八十七級は二厘、準百八十八級
は一厘、準百八十九級は五厘、準百
九十級は二厘、準百九十一級は一厘、
準百九十二級は五厘、準百九十三級
は二厘、準百九十四級は一厘、準百
九十五級は五厘、準百九十六級は二
厘、準百九十七級は一厘、準百九十
八級は五厘、準百九十九級は二厘、
準百級は一厘、準百一級は五厘、準
百二級は二厘、準百三級は一厘、準
百四級は五厘、準百五級は二厘、準
百六級は一厘、準百七級は五厘、準
百八級は二厘、準百九級は一厘、準
百十級は五厘、準百十一級は二厘、
準百十二級は一厘、準百十三級は五
厘、準百十四級は二厘、準百十五級
は一厘、準百十六級は五厘、準百十
七級は二厘、準百十八級は一厘、準
百十九級は五厘、準百二十級は二厘、
準百二十一級は一厘、準百二十二級
は五厘、準百二十三級は二厘、準百
二十四級は一厘、準百二十五級は五
厘、準百二十六級は二厘、準百二十
七級は一厘、準百二十八級は五厘、
準百二十九級は二厘、準百三十級は
一厘、準百三十一級は五厘、準百三
十二級は二厘、準百三十三級は一厘、
準百三十四級は五厘、準百三十五級
は二厘、準百三十六級は一厘、準百
三十七級は五厘、準百三十八級は二
厘、準百三十九級は一厘、準百四十
級は五厘、準百四十一級は二厘、準
百四十二級は一厘、準百四十三級は
五厘、準百四十四級は二厘、準百四
十五級は一厘、準百四十六級は五厘、
準百四十七級は二厘、準百四十八級
は一厘、準百四十九級は五厘、準百
五十級は二厘、準百五十一級は一厘、
準百五十二級は五厘、準百五十三級
は二厘、準百五十四級は一厘、準百
五十五級は五厘、準百五十六級は二
厘、準百五十七級は一厘、準百五十
八級は五厘、準百五十九級は二厘、
準百六十級は一厘、準百六十一級は
五厘、準百六十二級は二厘、準百六
十三級は一厘、準百六十四級は五厘、
準百六十五級は二厘、準百六十六級
は一厘、準百六十七級は五厘、準百
六十八級は二厘、準百六十九級は一
厘、準百七十級は五厘、準百七十一
級は二厘、準百七十二級は一厘、準
百七十三級は五厘、準百七十四級は
二厘、準百七十五級は一厘、準百七
十六級は五厘、準百七十七級は二厘、
準百七十八級は一厘、準百七十九級
は五厘、準百八十級は二厘、準百八
十一級は一厘、準百八十二級は五厘、
準百八十三級は二厘、準百八十四級
は一厘、準百八十五級は五厘、準百
八十六級は二厘、準百八十七級は一
厘、準百八十八級は五厘、準百八十
九級は二厘、準百九十級は一厘、準
百九十一級は五厘、準百九十二級は
二厘、準百九十三級は一厘、準百九
十四級は五厘、準百九十五級は二厘、
準百九十六級は一厘、準百九十七級
は五厘、準百九十八級は二厘、準百
九十九級は一厘、準百級は五厘、準
百一級は二厘、準百二級は一厘、準
百三級は五厘、準百四級は二厘、準
百五級は一厘、準百六級は五厘、準
百七級は二厘、準百八級は一厘、準
百九級は五厘、準百十級は二厘、準
百十一級は一厘、準百十二級は五厘、
準百十三級は二厘、準百十四級は一
厘、準百十五級は五厘、準百十六級
は二厘、準百十七級は一厘、準百十
八級は五厘、準百十九級は二厘、準
百二十級は一厘、準百二十一級は五
厘、準百二十二級は二厘、準百二十
三級は一厘、準百二十四級は五厘、
準百二十五級は二厘、準百二十六級
は一厘、準百二十七級は五厘、準百
二十八級は二厘、準百二十九級は一
厘、準百三十級は五厘、準百三十一
級は二厘、準百三十二級は一厘、準
百三十三級は五厘、準百三十四級は
二厘、準百三十五級は一厘、準百三
十六級は五厘、準百三十七級は二厘、
準百三十八級は一厘、準百三十九級
は五厘、準百四十級は二厘、準百四
十一級は一厘、準百四十二級は五厘、
準百四十三級は二厘、準百四十四級
は一厘、準百四十五級は五厘、準百
四十六級は二厘、準百四十七級は一
厘、準百四十八級は五厘、準百四十
九級は二厘、準百五十級は一厘、準
百五十一級は五厘、準百五十二級は
二厘、準百五十三級は一厘、準百五
十四級は五厘、準百五十五級は二厘、
準百五十六級は一厘、準百五十七級
は五厘、準百五十八級は二厘、準百
五十九級は一厘、準百六十級は五厘、
準百六十一級は二厘、準百六十二級
は一厘、準百六十三級は五厘、準百
六十四級は二厘、準百六十五級は一
厘、準百六十六級は五厘、準百六十
七級は二厘、準百六十八級は一厘、
準百六十九級は五厘、準百七十級は
二厘、準百七十一級は一厘、準百七
十二級は五厘、準百七十三級は二厘、
準百七十四級は一厘、準百七十五級
は五厘、準百七十六級は二厘、準百
七十七級は一厘、準百七十八級は五
厘、準百七十九級は二厘、準百八十
級は一厘、準百八十一級は五厘、準
百八十二級は二厘、準百八十三級は
一厘、準百八十四級は五厘、準百八
十五級は二厘、準百八十六級は一厘、
準百八十七級は五厘、準百八十八級
は二厘、準百八十九級は一厘、準百
九十級は五厘、準百九十一級は二厘、
準百九十二級は一厘、準百九十三級
は五厘、準百九十四級は二厘、準百
九十五級は一厘、準百九十六級は五
厘、準百九十七級は二厘、準百九十
八級は一厘、準百九十九級は五厘、
準百級は二厘、準百一級は一厘、準
百二級は五厘、準百三級は二厘、準
百四級は一厘、準百五級は五厘、準
百六級は二厘、準百七級は一厘、準
百八級は五厘、準百九級は二厘、準
百十級は一厘、準百十一級は五厘、
準百十二級は二厘、準百十三級は一
厘、準百十四級は五厘、準百十五級
は二厘、準百十六級は一厘、準百十
七級は五厘、準百十八級は二厘、準
百十九級は一厘、準百二十級は五厘、
準百二十一級は二厘、準百二十二級
は一厘、準百二十三級は五厘、準百
二十四級は二厘、準百二十五級は一
厘、準百二十六級は五厘、準百二十
七級は二厘、準百二十八級は一厘、
準百二十九級は五厘、準百三十級は
二厘、準百三十一級は一厘、準百三
十二級は五厘、準百三十三級は二厘、
準百三十四級は一厘、準百三十五級
は五厘、準百三十六級は二厘、準百
三十七級は一厘、準百三十八級は五
厘、準百三十九級は二厘、準百四十
級は一厘、準百四十一級は五厘、準
百四十二級は二厘、準百四十三級は
一厘、準百四十四級は五厘、準百四
十五級は二厘、準百四十六級は一厘、
準百四十七級は五厘、準百四十八級
は二厘、準百四十九級は一厘、準百
五十級は五厘、準百五十一級は二厘、
準百五十二級は一厘、準百五十三級
は五厘、準百五十四級は二厘、準百
五十五級は一厘、準百五十六級は五
厘、準百五十七級は二厘、準百五十
八級は一厘、準百五十九級は五厘、
準百六十級は二厘、準百六十一級は
一厘、準百六十二級は五厘、準百六
十三級は二厘、準百六十四級は一厘、
準百六十五級は五厘、準百六十六級
は二厘、準百六十七級は一厘、準百
六十八級は五厘、準百六十九級は二
厘、準百七十級は一厘、準百七十一
級は五厘、準百七十二級は二厘、準
百七十三級は一厘、準百七十四級は
五厘、準百七十五級は二厘、準百七
十六級は一厘、準百七十七級は五厘、
準百七十八級は二厘、準百七十九級
は一厘、準百八十級は五厘、準百八
十一級は二厘、準百八十二級は一厘、
準百八十三級は五厘、準百八十四級
は二厘、準百八十五級は一厘、準百
八十六級は五厘、準百八十七級は二
厘、準百八十八級は一厘、準百八十
九級は五厘、準百九十級は二厘、準
百九十一級は一厘、準百九十二級は
五厘、準百九十三級は二厘、準百九
十四級は一厘、準百九十五級は五厘、
準百九十六級は二厘、準百九十七級
は一厘、準百九十八級は五厘、準百
九十九級は二厘、準百級は一厘、準
百一級は五厘、準百二級は二厘、準
百三級は一厘、準百四級は五厘、準
百五級は二厘、準百六級は一厘、準
百七級は五厘、準百八級は二厘、準
百九級は一厘、準百十級は五厘、準
百十一級は二厘、準百十二級は一厘、
準百十三級は五厘、準百十四級は二
厘、準百十五級は一厘、準百十六級
は五厘、準百十七級は二厘、準百十
八級は一厘、準百十九級は五厘、準
百二十級は二厘、準百二十一級は一
厘、準百二十二級は五厘、準百二十
三級は二厘、準百二十四級は一厘、
準百二十五級は五厘、準百二十六級
は二厘、準百二十七級は一厘、準百
二十八級は五厘、準百二十九級は二
厘、準百三十級は一厘、準百三十一
級は五厘、準百三十二級は二厘、準
百三十三級は一厘、準百三十四級は
五厘、準百三十五級は二厘、準百三
十六級は一厘、準百三十七級は五厘、
準百三十八級は二厘、準百三十九級
は一厘、準百四十級は五厘、準百四
十一級は二厘、準百四十二級は一厘、
準百四十三級は五厘、準百四十四級
は二厘、準百四十五級は一厘、準百
四十六級は五厘、準百四十七級は二
厘、準百四十八級は一厘、準百四十
九級は五厘、準百五十級は二厘、準
百五十一級は一厘、準百五十二級は
五厘、準百五十三級は二厘、準百五
十四級は一厘、準百五十五級は五厘、
準百五十六級は二厘、準百五十七級
は一厘、準百五十八級は五厘、準百
五十九級は二厘、準百六十級は一厘、
準百六十一級は五厘、準百六十二級
は二厘、準百六十三級は一厘、準百
六十四級は五厘、準百六十五級は二
厘、準百六十六級は一厘、準百六十
七級は五厘、準百六十八級は二厘、
準百六十九級は一厘、準百七十級は
五厘、準百七十一級は二厘、準百七
十二級は一厘、準百七十三級は五厘、
準百七十四級は二厘、準百七十五級
は一厘、準百七十六級は五厘、準百
七十七級は二厘、準百七十八級は一
厘、準百七十九級は五厘、準百八十
級は二厘、準百八十一級は一厘、準
百八十二級は五厘、準百八十三級は
二厘、準百八十四級は一厘、準百八
十五級は五厘、準百八十六級は二厘、
準百八十七級は一厘、準百八十八級
は五厘、準百八十九級は二厘、準百
九十級は一厘、準百九十一級は五厘、
準百九十二級は二厘、準百九十三級
は一厘、準百九十四級は五厘、準百
九十五級は二厘、準百九十六級は一
厘、準百九十七級は五厘、準百九十
八級は二厘、準百九十九級は一厘、
準百級は五厘、準百一級は二厘、準
百二級は一厘、準百三級は五厘、準
百四級は二厘、準百五級は一厘、準
百六級は五厘、準百七級は二厘、準
百八級は一厘、準百九級は五厘、準
百十級は二厘、準百十一級は一厘、
準百十二級は五厘、準百十三級は二
厘、準百十四級は一厘、準百十五級
は五厘、準百十六級は二厘、準百十
七級は一厘、準百十八級は五厘、準
百十九級は二厘、準百二十級は一厘、
準百二十一級は五厘、準百二十二級
は二厘、準百二十三級は一厘、準百
二十四級は五厘、準百二十五級は二
厘、準百二十六級は一厘、準百二十
七級は五厘、準百二十八級は二厘、
準百二十九級は一厘、準百三十級は
五厘、準百三十一級は二厘、準百三
十二級は一厘、準百三十三級は五厘、
準百三十四級は二厘、準百三十五級
は一厘、準百三十六級は五厘、準百
三十七級は二厘、準百三十八級は一
厘、準百三十九級は五厘、準百四十
級は二厘、準百四十一級は一厘、準
百四十二級は五厘、準百四十三級は
二厘、準百四十四級は一厘、準百四
十五級は五厘、準百四十六級は二厘、
準百四十七級は一厘、準百四十八級
は五厘、準百四十九級は二厘、準百
五十級は一厘、準百五十一級は五厘、
準百五十二級は二厘、準百五十三級
は一厘、準百五十四級は五厘、準百
五十五級は二厘、準百五十六級は一
厘、準百五十七級は五厘、準百五十
八級は二厘、準百五十九級は一厘、
準百六十級は五厘、準百六十一級は
二厘、準百六十二級は一厘、準百六
十三級は五厘、準百六十四級は二厘、
準百六十五級は一厘、準百六十六級
は五厘、準百六十七級は二厘、準百
六十八級は一厘、準百六十九級は五
厘、準百七十級は二厘、準百七十一
級は一厘、準百七十二級は五厘、準
百七十三級は二厘、準百七十四級は
一厘、準百七十五級は五厘、準百七
十六級は二厘、準百七十七級は一厘、
準百七十八級は五厘、準百七十九級
は二厘、準百八十級は一厘、準百八
十一級は五厘、準百八十二級は二厘、
準百八十三級は一厘、準百八十四級
は五厘、準百八十五級は二厘、準百
八十六級は一厘、準百八十七級は五
厘、準百八十八級は二厘、準百八十
九級は一厘、準百九十級は五厘、準
百九十一級は二厘、準百九十二級は
一厘、準百九十三級は五厘、準百九
十四級は二厘、準百九十五級は一厘、
準百九十六級は五厘、準百九十七級
は二厘、準百九十八級は一厘、準百
九十九級は五厘、準百級は二厘、準
百一級は一厘、準百二級は五厘、準
百三級は二厘、準百四級は一厘、準
百五級は五厘、準百六級は二厘、準
百七級は一厘、準百八級は五厘、準
百九級は二厘、準百十級は一厘、準
百十一級は五厘、準百十二級は二厘、
準百十三級は一厘、準百十四級は五
厘、準百十五級は二厘、準百十六級
は一厘、準百十七級は五厘、準百十
八級は二厘、準百十九級は一厘、準
百二十級は五厘、準百二十一級は二
厘、準百二十二級は一厘、準百二十
三級は五厘、準百二十四級は二厘、
準百二十五級は一厘、準百二十六級
は五厘、準百二十七級は二厘、準百
二十八級は一厘、準百二十九級は五
厘、準百三十級は二厘、準百三十一
級は一厘、準百三十二級は五厘、準
百三十三級は二厘、準百三十四級は
一厘、準百三十五級は五厘、準百三
十六級は二厘、準百三十七級は一厘、
準百三十八級は五厘、準百三十九級
は二厘、準百四十級は一厘、準百四
十一級は五厘、準百四十二級は二厘、
準百四十三級は一厘、準百四十四級
は五厘、準百四十五級は二厘、準百
四十六級は一厘、準百四十七級は五
厘、準百四十八級は二厘、準百四十
九級は一厘、準百五十級は五厘、準
百五十一級は二厘、準百五十二級は
一厘、準百五十三級は五厘、準百五
十四級は二厘、準百五十五

は卸マージンとか、小売マージンとか、製造業者の利益だとか、こまかいことはわかりません。そうしてまた、今度、今までの販売価格が妥当であるか、今度の準一級の六百五十四というのが適当な価格であるかどうかということは、わからぬですよ。だから、あるいは六百三十円ぐらいかもしれない、あるいは六百四十円ぐらいかもしれない、こういう疑問が素朴に出てくるわけです。あなたの方でいろいろ考えてみて、それぞれの製造者の利益率などから見て、これはおおむね妥当と判断をしてこの価格を出したのですか。大体どのくらい利益率になっているか、参考のために聞かしていただきたい。

はそれぞれ一〇・五%、一一・七%となつておりますが、この開きを、それぞれの開きを、ちやうどこの八百三十五円と四百九十円との間が三百四十五円でありまして、その三百四十五円を内輪に下から六百五十円のところへ持つていきますと、百六十円ですね。ですから、三百四十五分の百六十というものを二級からの距離にして、間において按分していくことをしますと、大体それにバランスをとつたというよりな何が出てくるわけです。ですから、製造者価格は今申しましたよりな形で間に来る。それから卸差益は四・八と七・八の間、それから小売差益は一〇・五と一一・七の間になるということができます。

ことをどう思うかというよりなことはあります、まあ方向としていい方向だと思っておりますし、業界もそういうことで、別段反対というような声は一つも聞いておりません。

従いまして、今回のこれを酒類行政懇談会に諮るといふことは、特にそういう形式は踏まないでもというように思つて、別段いたしておりますが、もちろん、この立案いたします経過では、業界のことどもについては十分意見も聞きながらやつてゐる次第であります。

○永末英一君　この機会に、国税庁長官にちよつとお聞きしておきたいのですが、昨年酒田法の審議をいたしましたときに、大体あの法律の目ざすところと

ましたので、そういうものを繰り込みながら、だんだんと矛盾は是正していくという所感の表明がございまして、大体その割当が終わりました。ところで、その結果を見ますと、必ずしもそういうお見込みのほどが実現していない。一例を申し上げますと、いわゆる委託する業者、受託する業者、そうしてその委託する業者が多い府県においても、結局割り当てた結果を見ると、そういうところに多くの割当がされておるといふことになる、委託を奨励しているという結果になっておるのか、そういう実情がございます。

従つて、国税庁長官は、最高の責任者でございますから、ことしのそういう割当をされる場合に、昨年の委員会

て米が割り当てられても、それによつて製造された清酒はどんどんさばけておつたわけですが、ちやうど昭和三十酒造年度ごろから、清酒を相当増産いたしましたに伴ひまして、市場が若干軟化をして、作つたものが必ずしもそのまま売れるというようになつた状況ではなくつたわけであります。これは二十数年間の昔の生産実績を積み上げてそれぞれたつたものでございまして、すから、ことに終戦後、昔の朝鮮、台湾などという領土もなくなりまして、地域的にも昔の生産実績をそのまま積み上げて酒造米を配給するということとが不合理になつて、その矛盾がちやうど昭和三十酒造年度から出て参りました。

○政府委員(原純夫君) おっしゃる通りの考え方で見当をつけております。利益率の問題でありますが、製造者の方は、実は利益を幾ら盛り込むかということではなくて、御案内の通り、四千軒の酒屋さんの中には条件のいいのと悪いのがある。ちょうどお米の値段をきめますときに、バルク・ラインというようなことを言われますが、この辺ということをめどをつけてまして、そこに基準を置いて原価を算定する。ですから、そのバルク・ラインでは、苦しいというところの業者も相当あるんで

○平林剛君 この準一級という新しい酒を販売すること、あるいは合成清酒を一本にするということ、これは今回は、酒類業界の中では特別に紛争とか、トラブルとか、意見の違いとかいうものはあまりなかったように聞いているのですが、それでよろしいですか。それから、私は前に、いろいろな問題をきめるときには、酒類業関係の懇談会、あるいはそういう会議でよく相談をして、結論を得るよりにということ希望しておいたのですが、今回もそういうことはおやりになったのですか。

ろが、酒造業界にいきさかでも自由競争の余地を導入して、そしてよい酒を安く提供するのがねらいであるという主税局長の説明を受けた。そういうこととがねらいであるとするならば、今までの長い酒造業界の歴史の中で、言うなれば、いろいろな矛盾がある、その矛盾の一番大きなところは、権利の上に眠っているといえますか、あぐらをかいて権利の上でもうけているというような状態が続いたのでは、なかなかにそういう当初のねらいが実現できないのではないか。その一番大きなところ

で、あなたの方の大針として、たくさん矛盾をなくするということのように意見の御表明がございましたけれども、そういうことについて、どういう御努力をなされたかをこの際伺いをしておきたい。

○政府委員（北島武雄君） ただいま御質問ございましたように、清酒に対する酒造用の米の割当の問題につきましては、この数年、特に矛盾が出てきたのは御承知の通りであります。これは申すまでもないことでございますが、昭和十一年酒造年度の生産石数をもとと

この際の一応の矛盾の解決方法として、ましては、この米の割当の基準となるところの指数を、まあ一年度限り譲渡します。まあ実質においてはそうでございます。それを委託醸造という格好でならしまして、これは單純に販売能力の再委託の問題ではございません。あるいは業者の中心となる人が死亡されたとか、あるいは病氣になったとかいうようなことで、その年はどうも自分で醸造できないということもございましょうし、あるいは災害によつてその年は醸造できないということもござい

す。そういうところでは、よほどがんばつてやつていただかなければならぬということ、しておりますので、結局それでできている一級と二級との中間をねらうその中間のねらい方——もう一つ先に申し上げましょう。この卸小売も、第一級の卸差益率は四・八％、これは仕入れ価格に対してであります。二級は七・八％、それから小売

○政府委員(原純夫君) 今回のこの御提案申しております案については、もう業界も全然異存は持っておられない実情であります。それぞれ、清酒にしましても、合盛清酒にしましても、何といいますが、やりよくなることでありますので、まあいい言いますれば、それぞれの業界が、パランス的に相手の業界にこれが認められるという

は、いわゆるそれぞれの業者の割り当てられる酒造米の石数について、今申しましたような歴史の古さのゆえに、何かが固定してしまっているということ、が原因であろうかということを、これはあなたの方の関税部長さんも来られて御承認になっておられるわけです。従つて、ちやうどその審議のときは、今度の酒造米の割当のまづ最中でござい

しまして、昭和十三酒造年度から清酒の業界の内部において自主的に生産統制を始めまして、それがずっと実績がもとになりまして、最近まで米が割り当てられているというようなことから関係するものでございます。で、現在——これはまあ数年前、酒を作ればほとんど売れたという時代におきましては、昔の生産実績がもとになりまし

ましようが、まあ多くの原因といいたしましては、自分の基準指数に応じて増産分を割り当てられたのでは、なかなか販売できないというような業者の方が、一方どんどん伸びてくる業者で、今までの基準によって割り当てられてはまだ足りないという業者に對しまして、まあ一度限り基準指数の譲渡ということがあるわけて参ったわけであ

ります。これはもちろん、決して望ましいことではございません。本来そういふ基準がちゃんとした、それぞれ地域的にも、また個人的にもバランスがとれており、実勢を反映しておればよろしいわけでありまして、必ずしもそういうことでないで、こういう矛盾が出たわけでございます。

国税庁といたしましては、昭和三十三年、三十三酒造年度から、この委託醸造によるところの滞貨の増大を防ぐという措置をとって、三十四年度もその趣旨を継続しております。それからまた、いわゆる権利の上に眠る業者というの、やはり社会的にもよろしくございませんで、委託醸造する人に対しましては、三十三酒造年度から実施いたしました中央保有米の割当の対象としないとか、あるいはまた委託醸造しました場合においてはその委託した基準指数の一〇％に相当する基準指数を翌年度において減少させる、こういうような措置を講じて参りまして、その結果、委託醸造の全体に占める割合はこの三年間漸次減少して参りました。ちやうど昭和三十二酒造年度におきましては全体の基準指数に対して一・七％でございましたが、三十三酒造年度から対策を講じました結果、三十三酒造年度においては一・四％、それから三十四酒造年度には一％というふうに減少いたしております。

なお、根本の問題は、やはり従来の基準指数をもととして、そしてそのまゝ、たとえ前年に対して酒の生産を一割増加すれば全部に対して一割を増配するといふようなやり方をいたしております。これがいかぬのであります。

して、昭和三十三年酒造年度から、先ほどもちやうど触れました中央保有制度というものを作りまして、ある程度までは従来の基準によつて米の配給をしますが、それ以上はこれは従来の基準とは離れた別な方法でもって配給をする。従いまして、委託醸造する者には中央保有米をやらぬ、あるいはまた基準指数を譲渡した者には保有米をやらぬ、まあこういう制限を加えて実施いたしております。ただし、昭和三十三年酒造年度におきましては、業界におきまして非常に強い反対がありまして、まあ一種の従来の無体財産的な価値を持つておりますから、これを政府が一挙にしてくつがえすのは非常にショックを与えたわけでございます。ところが、非常に強い反対が出ましたので、三十三酒造年度においては、中央保有制度は実施はいたしましたが、若干業者の実際の力、実勢といふものを必ずしも反映いたしてありません。三十四酒造年度におきましては、業界におきまして中央保有制度の実施につきまして相当協力せられまして、その結果、三十三酒造年度に対して相当実勢を反映した中央保有制度を実施できたと思っております。

ただし、しさいに資料を検討いたしますと、やはり必ずしもほんとうに伸びる力があり、また伸びたいという方々に、思い通りの酒造米の配給が行なわれておらない。一方また、ほかが要求するならば自分もまた保有米を買おうという人がもつておりました、これは必ずしも実勢が完全に反映されていないと思ひます。こういう点については、来たる三十五酒造年度までに十分内容を検討いたしまして、こういう

中央保有制度の改善をはかりたいと思っております。

○永末英一君 この中央保有制度を運用していくと、この四千軒の中で大体四分の一以上というものがその恩沢にあずかるということであれば、實際問題として、ほしい者がこの制度の恩沢に浴しているのではなくて、もう軒並みにパー打ちになっているというようないふ現象にも思われるし、しかし、そういうようなことではいろいろ行政指導が行なわれると思ひますが、大体、長官はどの程度まで委託、受託というよりなあるやしの制度で抱きかかえていられる酒造米の量を減少せしめていけば合理的とお考えですか。そして、それはまた何年ぐらいの期間で詰めていけばいいとお考えですか。

○政府委員(北島武雄君) 先ほど申し上げましたように、委託にもいろいろ種類がございます。ほんとうに工場が災害に会つてその年は酒が作れない、あるいは業者の人の中心となる人物の死亡とか疾病とかいうことでもつてできない場合がある。こういう場合は、私はやはりこれを認めていかなきゃ工合が悪いんじゃないか。ただ、実勢を反映しない基準指数になつていくために、委託醸造が行なわれているというところにつきましては、これはやはりできるだけ早い機会にそういう方法を解消する、そういう事態を解消していかなければならないと思っております。

ただ、これにつきましては、なかなかむずかしい問題もございまして。たとえは、一挙に廃止いたしました場合に、それで今まで受託によりまして清酒を増産しておつた人に対して、その

増産分を一体どうするか。急に取り払いますと、卒然として取り払いますと、今まで人から受託しておつて、そして増産しておつた方が認められぬということになつては困るもので、それから、そういう方に対しては、その実態に應じた米の配給を考えていかなければならぬ。こういうことをいろいろ考えていきたいと思います。技術的には非常にむずかしいのであります。できるだけ早期に、でき得べくんば昭和三十五酒造年度において大体の大きな解決をいたしたい、こう考えておるわけでございます。

○永末英一君 この委託、受託のことについてお考えになる場合に、一年度限りの現象として扱つておるといふこととございしますが、歴年委託をやつておる者については、今おっしゃつたように、昭和三十五年度においては特に御配慮をいたさうというものはございしますか。そういう御方針はございますか。

○政府委員(北島武雄君) もちろん、酒税法によりまして、三年間続けて清酒を製造しない者は免許取り消しの原因になります。しかし、今までのような方はありません。大体、委託いたしました方、全量委託した方は翌年度は受託した方の企業の傘下に入る。あるいは買収されるのか合同されるのかというような形態が多いのであります。そういうような方向でありましたので、今までは、全量委託といふことは大体一年くらいでなくなつております。今後、全量委託ではないにしても、引き続きつと毎年委託しておるというような方に對しては、やはり何らかのまい解決策を考えなければ工合が悪いんじゃない

か、こういうことは考えております。

○永末英一君 もう一つの問題は、戦時中は輸送困難であるということと、それだけの割りでられておつた基準、基本右数を譲つた、他府県の者に譲つたということがあつて、それがただいま立地調整といふことでいろいろ調整されておる。しかし、まだ昨年度に比べても五〇％残つておる。この立地調整の清算と申しますか、そういうことについては何らかの御計画はございますか。いつごろにこれを清算してしまおうという……。

○政府委員(北島武雄君) 立地調整につきましては、ただいまお話しございましたように、昔、戦時中、他府県にこれを基準を譲渡した際に対しては、戦後五〇％返すことになつたわけでありましたが、ただ、この後の調整方法については、これはいろいろ問題がありまして、企業整備によつて戦前やめられた方が、戦後復活された。その方に対して酒造米の取り扱ひの問題もございまして、ちやうどデリケートな問題もございまして、なかなかこの立地調整の分を解決するといふ方向は、むずかしいのであります。ただし、来年度において、どういったらこの今までの立地調整によりまして不満足であつた部分を合理的に是正できるかという点は、私も、他の情勢も考えながら、十分考慮しなければならぬ点かと思ひます。なお一つ、十分研究したいと思ひます。

○永末英一君 まあ十分研究するといふこととございしますが、大体この委託、受託については、一応昭和三十五年度には相当一つ整理をしていきたいとい

う御意向でございましたが、その時間はありませんか。

○政府委員(北島武雄君) 立地調整の分につきましては、業界においても非常に大きな問題でありまして、簡単にいじれない。委託譲渡の方はこれはどうにか——と申しましても、廃止するの筋だということは業界も一応は納得した格好になっております。少なくとも、気持の上では反対かもしれないけれども、道理の上からどうも仕方がないと考えております。立地調整につきましても、これをいじりますと、ほかの他府県にも非常な影響を及ぼす、酒造界全体について非常な影響がありますので、これは十分慎重に研究する必要がありますと、こういうふうに考えております。

○委員長(杉山昌作君) ちょっと速記を止めて。

○委員長(杉山昌作君) 速記をつけて下さい。

ほかに御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認めます。

これより採決をいたします。酒税法の一部を改正する法律案全部を問題に

供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(杉山昌作君) 全員挙手でございます。よつて本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(杉山昌作君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。本日はこの程度で散会いたします。午後零時十七分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税の一部を酒害対策費とするの請願(第七七七号) (第七七八号)

第七七七号 昭和三十五年三月二日受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請願
請願者 東京都世田谷区太子堂町三八四日本基督教婦人矯風会世田谷支部内 桑野千代子 紹介議員 赤松 常子君

酒税をもつて国政のおもなる財源にあつては、政策の反面には酒乱、アル中等が増加し、家庭は破壊され、犯罪は激増し、不良少年は日に増加して、このままの悪循環を繰り返して、国民の体位と道義は低下し、ゆゆしい事態をひきおこすことになるから、二千萬円に及ぶ酒税の一部をも

つて酒害対策費にあて、アルコール禍になやむ者の更生を図り、その家庭の救いと社会の福祉を考慮せられたい。

なお、北歐をはじめ欧米諸国及び印度等においては、高率の酒税の一部をもつて、酒癮きよう正施設の経営及び禁酒運動を援助しているから、わが国においても、民間の禁酒運動団体に酒税の一部をもつて援助せられたいとの請願。

第七七八号 昭和三十五年三月二日受理
酒税の一部を酒害対策費とするの請願
請願者 兵庫県明石市東仲の町一丁目矯風会明石支部 内 湊一女 紹介議員 松浦 清一君

この請願の趣旨は、第七七七号と同じである。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案
厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第一条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第十八条ノ七中「昭和三十五年度」を「昭和三十六年度」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)
第二条 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の

一部を次のように改正する。
第二十六条第一項中「昭和三十五年度」を「昭和三十六年度」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

三月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、酒税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月八日)